



	(79)	(3)	(108)	(6)	(6)	(0)	(0)	(5)	(122)
警察本部長	84	4	142	3	2	0	1	4	153

( ) は前年度の件数

※ 1件の開示請求に対し複数の決定等を行ったものが含まれるため、開示請求の件数と決定の件数は一致しない。

個人情報保護制度の主な開示請求対象の文書は、

- 相談記録関係文書（相談等カード、配偶者からの暴力相談等対応票）
- 活動記録関係文書（勤務日誌、110番処理簿）
- 当直日誌

であった。

#### 【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「開示請求件数は、増えているのか。」旨の質問があり、警察から、「開示請求制度が定着し、開示請求件数は増えている。」旨の説明があった。

### 2 平成29年1～3月期における監察関係業務報告

#### 【報告の要旨】

監察課から、平成29年1～3月期における監察関係業務の報告が行われた。

#### 【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「公用車の交通事故は、昨年と比較すると大幅に減少しているが若い警察官に対する訓練を行っているのか。」旨の質問があり、警察から、「各警察署は、若手警察官、卒業配置された警察官に対し、駐車場、自動車学校等を活用して訓練を行っている。」旨の説明があった。また、委員から、「苦情申出で警察が不適認定としたものについては、苦情申立者にどのように対応しているのか。」旨の質問があり、警察から、「担当部署から、相手方に対し、直接説明を行っている。」旨の説明があった。さらに委員から、「初動対応時の警察官の言動、印象の適否によって、苦情へ発展することがあるので、その点をしっかりと指導していただきたい。」旨の発言があった。

### 3 平成29年度留置施設に対する実地監査について

#### 【報告の要旨】

刑事収容施設法の適正な施行を期するため、監査官が各留置施設を実地に視察し、必要な指導を行うことにより、留置施設の適正な管理運営を確保し、被留置者の処遇の斉一を図ることを目的として、第1四半期に1所属、第2四半期に6所属、第3四半期に13所属、第4四半期に予備日を設け実地監査を行う予定である。

実地監査は、本部長が指名する監査官が各留置施設を実地に視察し、必要な指導を行う形で行う。

実施項目は、

- 留置施設の管理運営に関すること
- 被留置者の処遇に関すること

の2項目で、具体的には、

- 訓練（護送・戒具使用）の視察

- 留置施設、装備品等の点検
- 関係簿冊の点検
- 留置主任官及び留置担当官等に対する質問を行うこととしている。

実地監査の結果は、監査官が警察本部長に報告を行い、実地監査を受けた施設の留置業務管理者は、改善を要するとして指摘された事項について、その改善措置を警察本部長に報告し、業務の改善を図る。

#### 4 連休中の事件・事故の取扱いについて

##### 【報告の要旨】

刑事部の連休中における主な取扱い事案は以下のとおりであった。

- 強行犯関係
  - 逮捕事案 2件2人
- 特殊事件関係
  - ・ 逮捕事案 なし
  - ・ 火災事件 6件（建物5件、山林1件）
  - ・ 業務上過失致死傷事件 1件（死者1人、負傷者1人）
- 窃盗犯関係
  - 逮捕事案 3件3人
- 組織犯罪対策関係
  - 逮捕事案 1件1人（薬物事案）
- 鑑識関係
  - ・ 山岳救助隊と直轄警察犬による合同山岳パトロール
  - ・ 窃盗事件現場資料採取と指掌紋緊急鑑定による広域窃盗常習者の割り出し

##### 【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「連休中は穏やかで良かった。今年の今頃は、地震対応で警察は不眠不休の毎日だったので安心した。」旨の発言があった。また、「山岳救助隊と直轄警察犬による合同山岳パトロールの活動がマスコミにより報道されたことは、県民に警察活動を周知でき、安心を与える上でも効果があった。」旨の発言があり、警察から、「マスコミに取材していただくことで、登山者の方々の遭難防止につながることを期待される。」旨説明があった。

#### 5 改正道路交通法の運用状況について

##### 【報告の要旨】

本年3月12日に施行された改正道路交通法施行後の運用状況（4月30日現在）は以下のとおりであった。

##### (1) 臨時認知機能検査

75歳以上の高齢運転者が一定の違反行為（18違反）をした場合、臨時に認知機能検査を行う制度

臨時認知機能検査対象者	213人
一時不停止違反	110人

内 訳	通行禁止違反	42人
	信号無視違反	37人
	安全運転義務違反（人身交通事故等）	11人
	その他（通行区分違反、歩行者妨害違反等）	13人
臨時認知機能検査通知数		204人

## (2) 診断書提出命令

更新時及び臨時認知機能検査で第1分類と判定された者について、一定の要件を満たす医師の診断書の提出を命ずる制度

診断書提出命令対象者		97人
内 訳	再検査希望者	28人
	再検査の結果、対象外となった者	42人
	再検査しない者	22人
	免許証を自主返納した者	2人
	自主返納予定者	3人
診断書提出命令通知数		2人

## (3) 臨時高齢者講習

臨時認知機能検査を受けた者が一定の基準に該当した場合には、臨時高齢者講習を受講する制度

臨時高齢者講習対象者		5人
内 訳	臨時認知機能検査の判定が更新時より低くなった者	3人
	初の認知機能検査で第1分類又は第2分類と判定された者	2人
臨時高齢者講習通知数		0人

今後とも対象者が増加すると見込まれることから、新設された高齢運転者対策係が中心となって、電話連絡による説明・確認等を実施の上、随時通知書等を発出するとともに、未受検等の者には運転免許の停止等を行うこととしている。

### 【委員からの質問及び警察からの説明等】

委員から、「臨時認知機能検査対象者の数は、多いのか、少ないのか。」旨の質問があり、警察から、「75歳以上の高齢者の免許保有者は、約9万人である。その内高齢者が運転をして一定の違反行為（18違反）をして検挙された人数であり、施行後間がなく、分析するには1年程度の期間が必要である。」旨の説明があった。

## 6 春の連休期における交通諸対策の実施結果について

### 【報告の要旨】

平成29年4月28日（金）から平成29年5月7日（日）までの10日間実施された、春の連休期における交通諸対策の結果は以下のとおりであった。

(1) 交通事故発生状況

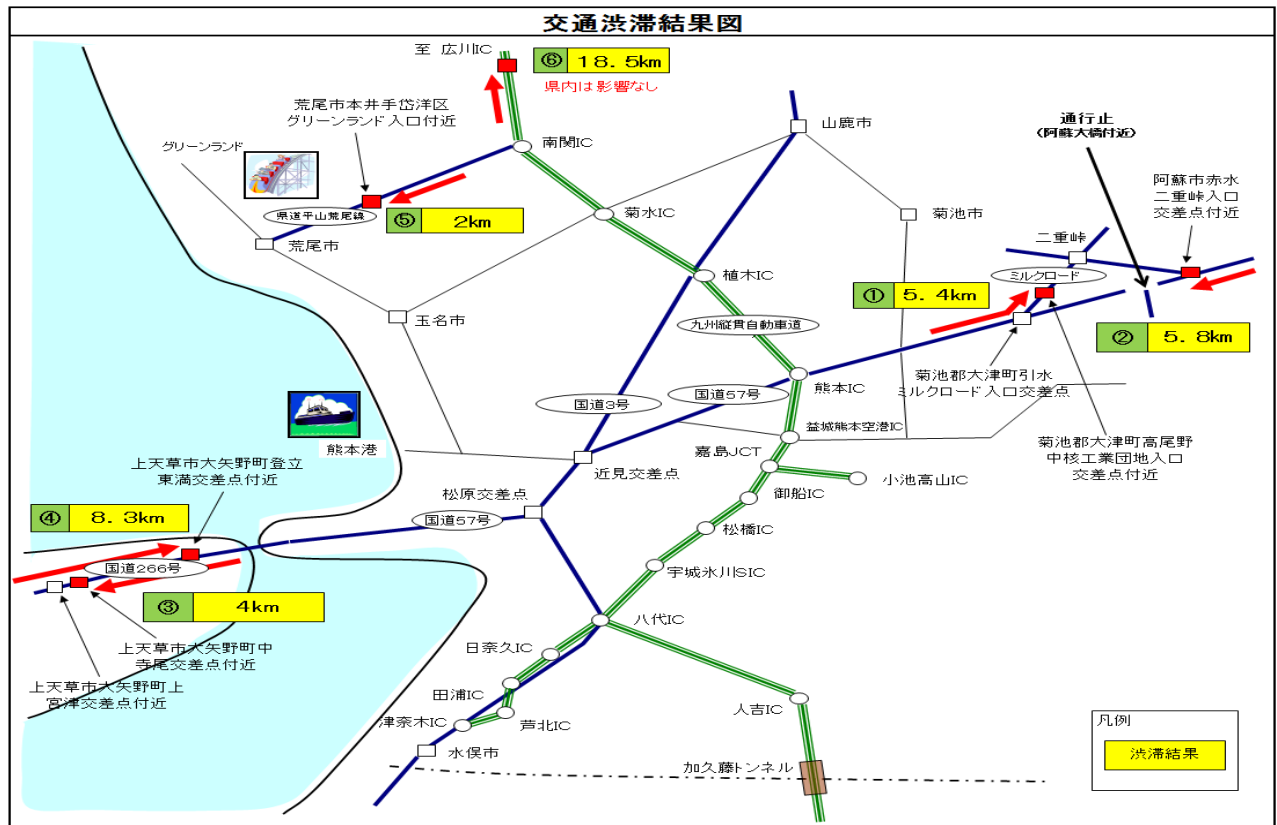
	平成29年	平成28年	増減数	増減率(%)
発生件数	248	281	-33	-11.7%
死者数	2	0	+2	
負傷者数	311	314	-3	-1.0%

(2) 暴走族等取締り結果

- 110番通報 5件 (前年比 -4件)
- 検挙件数 1件

(3) 交通渋滞状況

熊本県内の主な交通渋滞状況は、天草方面国道266号線の上天草市大矢野町登立東満交差点付近において、5月5日(金)午後5時ころ、熊本市に向け9キロの渋滞が発生したほか、阿蘇方面国道57号線阿蘇市赤水二重峠入口交差点付近においては、5月5日(金)午後6時ころ、熊本市に向け8キロの渋滞が発生した。(他詳細は以下のとおり。)



方面・路線		場所(渋滞の先頭)	方向	渋滞ピーク日時	最大渋滞長	地図番号
阿蘇	国道57号 県道北外輪山大津線 (通称ミルクロード) 主要地方道菊池赤水線	菊池郡大津町高尾野 中核工業団地入口交差点付近	大分県向け	5月4日(木) 11:00頃	5.4km	①
		菊池郡大津町高尾野 中核工業団地入口交差点付近		5月4日(木) 11:00頃	6km	
		阿蘇市赤水 二重峠入口交差点付近	熊本市向け	5月3日(水) 18:00頃	5.8km	②
		阿蘇市赤水 二重峠入口交差点付近		5月5日(金) 18:00頃	8km	
天草	国道266号	上天草市大矢野町中 寺尾交差点付近	天草市向け	5月4日(木) 11:00頃	4km	③
		上天草市大矢野町上 宮津交差点付近		5月4日(木) 11:00頃	5km	
		上天草市大矢野町登立 東満交差点付近	熊本市向け	5月4日(木) 17:00頃	8.3km	④
		上天草市大矢野町登立 東満交差点付近		5月5日(金) 17:00頃	9km	
荒尾	県道平山荒尾線	荒尾市本井手岱洋区 グリーンランド入口付近	荒尾市向け	5月4日(木) 12:00頃	2km	⑤
		荒尾市本井手岱洋区 グリーンランド入口付近		5月4日(木) 10:00頃	4km	
九州縦貫自動車道		広川IC付近	福岡県向け	5月4日(木) 19:00頃	18.5km (県内は影響なし)	⑥
		広川IC付近		5月5日(金) 18:00頃 5月6日(土) 18:00頃	15km (県内は影響なし)	

※1 上段赤文字は結果、下段黒文字は予想

※2 九州縦貫自動車はNEXCO西日本からの情報を参照

## 第2 報告・決裁等

### 1 平成29年度留置施設に対する実地監査計画の決裁

留置管理課長から、平成29年度留置施設に対する実地監査計画の説明があり、決裁が行われた。

### 2 銃砲所持許可に係る行政処分の決定の決裁

生活環境課長から、銃砲所持許可に係る行政処分の決定についての説明があり、決裁が行われた。

### 3 平成29年第12回定例会会議録の決裁

公安委員会事務室から、平成29年第12回定例会会議録の説明があり、決裁が行われた。

### 4 要望(H29 No.6, 8, 9)の受理等の決裁

公安委員会事務室から、要望(H29 No.6, 8, 9)の受理等の説明があり、決裁が行われた。

### 5 要望(H29 No.7)の受理等の決裁

公安委員会事務室から、要望(H29 No.7)の受理等の説明があり、決裁が行われた。

## 第3 事務連絡等

公安委員会事務室から、当面の行事予定について事務連絡等が行われた。